

平成 19 年 3 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 神 崎 茂 治
(コード番号 5 9 4 3 東証第 1 部、大証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 加 部 利 明
管理本部長
(TEL 078-391-3361)

新株予約権の発行登録の取下げおよび 新株予約権に係る新たな発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 29 日開催の当社第 57 回定時株主総会において承認可決された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に基づき、同日の総会終結後開催された取締役会において、平成 18 年 3 月 31 日付新株予約権の発行登録を取下げ、改めて新株予約権の発行登録を行うことを決議いたしましたことを、下記のとおりお知らせします。

記

1. 募集有価証券の種類 : 新株予約権証券
2. 発行予定期間 : 発行登録の効力発生予定日から 2 年を経過する日まで
(平成 19 年 4 月 7 日から平成 21 年 4 月 6 日)
3. 募集方法 : 株主割当
4. 発行予定額 : 50 億円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額（無償）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、この金額は発行登録時の見込額です。)

当社は、平成 19 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を決定いたしました。同対応方針は本日開催の当社第 57 回定時株主総会において承認可決されました。同対応方針では、当社株式の大規模な買付行為に関するルールを定めておりますが、当該ルールが遵守されなかった場合等において対抗措置を講じる可能性があります。対抗措置には様々なものが考えられますが、そのひとつの選択肢として新株予約権の発行があります。本発行登録は新株予約権の発行に関し、必要に応じて機動的な発行を可能とするものです。

なお、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の詳細につきましては、当社平成 19 年 2 月 13 日付プレスリリース「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について」をご覧ください。

以上